

告示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の五第二項の規定により同法第八十六条の二第一項の規定による認定を取り消したので、次のとおり公告する。

令和元年十月十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 松井直行

認定取消番号	認定取消年月日	対象区域	既認定番号	既認定年月日
第二号	令和元年十月八日	埼玉県和光市西大和団地二千六百六十六―二、一六、一二十五、一三十四、一三十六、一三十八、一三十九、二千六百六十六―二十四・一二十六の一部、五千九十二―五の一部、二千六百六十一―二十五、一二十七、四千八百七十五―二、四千九百四十一―二 （以下道路）四千八百二十三―十の一部、四千八百七十五―四、四千九百七十二―三、四千九百四十二―四、四千九百二十三―四、四千九百九百二十三―九、四千九百二十三―三、二千六百六十六―三、四千九百七十二―四	第二号	平成二十七年六月十九日